
南アルプス市耐震改修促進計画
— 第3次計画 —

令和3年4月

南アルプス市

目 次

序 章

- 1 計画の目的
- 2 本計画の位置づけと他の計画との関係
- 3 計画の期間

第 1 章 住宅・建築物の耐震化に関する目標

- 1 想定される地震の規模・被害の状況
- 2 耐震化の現状
- 3 耐震改修等の目標設定
- 4 市有建築物の耐震化の目標等

第 2 章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

- 1 耐震化に係る基本的な取り組み方針
- 2 耐震化の促進を図るための支援策
- 3 安心して耐震改修を行うことができる環境整備
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路
- 6 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

第 3 章 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実
- 3 パンフレットの作成・配布
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 5 自治会等との連携に関する事項
- 6 税制の周知・普及

第 4 章 その他住宅・建築物の耐震化の促進に関し必要な事項

- 1 県、市町村、関係団体による体制の整備
- 2 その他

関係法令 建築物の耐震改修の促進に関する法律

南アルプス市耐震改修促進計画

序章

制定 H20.4.1(データ基準日:H19.1.1):第1次計画

H28.4.1(データ基準日:H27.9.1):第2次計画

H31.3.31(データ基準日:H27.9.1):一部改訂

R3.4.1(データ基準日:R2.9.1):第3次計画

1 計画の目的

南アルプス市耐震改修促進計画・第3次計画(以下「本計画」という。)は、平成20年4月1日付けで制定された第1次計画、平成28年4月1日付けで制定された第2次計画を継承する形をとり、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定しています。

【耐震化の必要性について】

平成7年1月17日未明に発生した直下型地震による阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、更に、この約9割の4,831人が住宅及び建築物の倒壊などによるものでした。

その後、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、更に平成23年3月に発生した東日本大震災は、地震本体はもとより、それに伴って発生した史上類をみない大津波とその後の原発事故により未曾有の大規模地震災害となりました。

近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、特に平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊に巻き込まれて死亡するという事故が発生しました。

今後も我が国においては、東海地震や東南海・南海地震などの大地震がいつ発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっているなかで、それらの地震で想定している、震度6弱以上の地震が発生すると、県内全域に甚大な被害、影響を及ぼすと想定されていることから、更なる耐震化の促進が必要となります。

このため、これまでの耐震化率の達成状況や取り組みを検証し、見直しを図るとともに、今後も継続して更なる耐震化促進の必要性が求められる中で、更に5年後の目標達成のため、第3次耐震化促進計画を進めていくものです。

2 本計画の位置づけと他の計画との関係

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき策定しています。

また、南アルプス市地域防災計画、南アルプス市国土強靱化地域計画、山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項を定めています。

3 計画の期間

本計画の策定については、平成20年度から平成27年度までの8年を第1次計画期間、平成28年度から令和2年度までの5年を第2次計画期間、令和3年度から令和7年度までの5年を第3次計画期間として、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに、関係機関との協議を重ね検証することとします。

第1章 住宅・建築物の耐震化に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画によると、県内で想定される地震は、次のとおりです。

- ア 東海地震
 - イ 南関東直下プレート境界地震（首都直下地震）
 - ウ 釜無川断層地震
 - エ 藤の木愛川断層地震
 - オ 曾根丘陵断層地震
 - カ 糸魚川－静岡構造線地震
- なお、ウ～カは、活断層による地震です。

(1) 想定される地震の規模

想定される地震の規模、地震の位置は、次のとおりです。

表1-1 想定される地震一覧

（出典：山梨県地域防災計画・平成26年10月）

想定される地震	想定される地震規模と地域分布
東海地震	震度6強（山中湖村） 震度6弱（甲府盆地周辺の地域に分布）

南関東直下プレート境界地震 (M7, M9, M14)	震源により異なるが、 震度6強(富士吉田市、忍野村、山中湖村) 震度6弱(北都留郡、南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市)
釜無川断層地震	震度6強(断層に沿って帯状に分布) 震度7(韮崎市、富士川町、南アルプス市)
藤の木愛川断層地震	震度7(甲州市、笛吹市)
曾根丘陵断層地震	震度7(笛吹市、甲府市、中央市、市川三郷町) 震度6強(断層から甲府盆地側)
糸魚川-静岡構造線地震	震度6強(釜無川に沿って分布) 震度6弱(断層に沿って帯状に分布)



図1-1 想定される地震の位置

(出典：山梨県地域防災計画・平成19年1月)

(2) 想定条件等

1. 山梨県を500m×500mメッシュに区切る。

2. 火災発生の危険性が高い冬の夕方 6 時とする。
3. 東海地震については「予知なし」の場合とする。
4. 南関東直下プレート境界地震の M7、M14 モデルは、M9 モデルに比べて地振動がかなり小さく山梨県下に与える被害は少ないため、地振動・液状化以外の想定では M9 モデルのみについて想定する。
5. 本想定は、地震による物的被害、人的・社会被害を定量的に想定することを基本とするが、十分なデータの不足等のために定量化が不可能な項目に関しては定性的な評価を行うものとする。

(3) 想定被害結果

南アルプス市地域防災計画によると、市内に想定される地震による人的被害及び建築物被害の想定は、次のとおりです。

① 人的被害

表 1-2 想定される地震による人的被害想定

(出典：南アルプス市地域防災計画)

(単位：人)

想定される地震	死者	重傷者	軽傷者	合計
東海地震	31	87	1,012	1,130
南関東直下プレート境界地震 (M9)	4	25	291	320
釜無川断層地震	385	236	2,714	3,335
藤の木愛川断層地震	38	99	1,136	1,273
曾根丘陵断層地震	65	108	1,232	1,405
糸魚川-静岡構造線地震	146	158	1,806	2,110

② 建築物被害

表 1-3-ア 液状化による建築物被害想定

(出典：南アルプス市地域防災計画)

(単位：棟)

想定される地震	全壊	半壊	り災	合計
東海地震	8	14	22	44
南関東直下プレート境界地震 (M9)	8	14	22	44
釜無川断層地震	8	14	22	44

藤の木愛川断層地震	8	14	22	44
曾根丘陵断層地震	8	14	22	44
糸魚川－静岡構造線地震	8	14	22	44

表 1-3-イ 振動による建築物被害想定

(出典：南アルプス市地域防災計画)

(単位：棟)

想定される地震	全 壊	半 壊	り 災	合 計
東海地震	589	3,540	4,129	8,258
南関東直下プレート境界地震 (M9)	67	643	710	1,420
釜無川断層地震	7,594	6,215	13,809	27,618
藤の木愛川断層地震	701	4,088	4,789	9,578
曾根丘陵断層地震	1,281	4,151	5,432	10,864
糸魚川－静岡構造線地震	2,885	5,634	8,519	17,038

2 耐震化の現状

(1)住宅建築時期別の状況等

令和2年の固定資産課税台帳データの集計によると、市内の住宅総数は30,036戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は9,899戸で、全体の33.0%を占めています。

表 1-4 建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数	S55年以前の住宅※		S56年以降の住宅※	
	数	割合	数	割合
30,036 (100.0%)	9,899 (33.0%)		20,137 (67.0%)	

※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震規定等が改正された(新耐震基準)ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降で分けることが必要ですが、根拠としている固定資産課税台帳データや住宅・土地統計調査が昭和55年と昭和56年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

市内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅は28,842戸であり、全体の96.0%を占めています。

また、戸建て住宅の33.9%である9,770戸が昭和55年以前に建築され、住宅総数に対する割合は32.5%です。

一方、共同建て住宅については、昭和55年以前に建築された割合が10.8%で、住宅総数に対する割合は0.4%と低くなっています。戸建て住宅に比べ新しい住宅の割合が多く、昭和56年以降の共同住宅の割合が89.2%となっています。

表1-5 建方別建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数		①	S55年以前の住宅		S56年以降の住宅	
		30,036	9,899		20,137	
		②	③	(③/②)	④	(④/②)
		構成比 (②/①)				
戸建て	28,842	96.0%	9,770	33.9%	19,072	66.1%
共同建て	1,194	4.0%	129	10.8%	1,065	89.2%

住宅の構造別に見ると、木造住宅は26,454戸であり、住宅総数の88.1%を占めています。

また、昭和55年以前に建築された住宅で見ると、木造住宅が9,282戸あり、住宅全体の30.9%となっています。

表1-6 構造別建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数		①	S55年以前の住宅		S56年以降の住宅	
		30,036	9,899		20,137	
	②	構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)
木造	26,454	88.1%	9,282	35.1%	17,172	64.9%
非木造	3,582	11.9%	617	17.2%	2,965	82.8%

(2)住宅の耐震化の現状

昭和56年以降の新耐震基準で建築された住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有する住宅（推計値）及び耐震改修を実施した住宅（推計値）を加えると、耐震性のある住宅数は21,032戸となり、市内の住宅の耐震化率は、令和2年9月時点で70.0%と推計されます。

表1-7 住宅の耐震化の現状 (単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑥)	S55年 以前の 住宅 ②	耐震性 を有す るもの ③	耐震改 修を実 施した もの ④	耐震性 が無い もの ⑤	S56年 以降の 住宅 ⑥	耐震性有 の住宅数 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率
							R2年 推計値 (現在値) ⑧ (⑦/①)
30,036	9,899	690	205	9,004	20,137	21,032	70.0%

(3) 特定建築物等の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、148棟あります。

このうち、昭和55年以前に建築された30棟で、耐震性を有する4棟（推計値）と耐震改修（増築等を含む）を実施した26棟（推計値）を昭和56年以降に建築された118棟に加えた148棟（推計値）が耐震性を有すると考えられます。

従いまして、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は令和2年末で100.0%と推計されます。

表1-8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状
(単位：棟)

特定 建築物 等棟数 ① (②+⑥)	S55年以前				S56年 以降の 特定建 築物等 ⑥	耐震性有 の特定建 築物等数 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 R2年 推計値 (現在値) ⑧ (⑦/①)
	②	耐震性 を有す るもの ③	耐震改 修を実 施した もの ④	耐震性 が無い もの ⑤			
148	30	4	26	0	118	148	100.0%

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は次のとおりです。

- ・ 災害時の拠点となる建築物
- ・ 不特定多数の者が利用する建築物
- ・ 特定多数の者が利用する建築物

表1-9 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状
(単位：棟)

区分	用途	S55年 以前の 建築物 ①	S56年 以降の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性 有の建 築物数 ④	耐震化率 R2年末 ⑤ (④/③)	
災害時の 拠点 となる建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	19	56	75	75	100.0%	
	公共建築物	県	1	4	5	5	100.0%
		市町村	17	31	48	48	100.0%
	民間建築物	1	21	22	22	100.0%	
利用する 不特定多数の者が 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	0	7	7	7	100.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0.0%
		市町村	0	1	1	1	100.0%
	民間建築物	0	6	6	6	100.0%	
利用する 特定多数の者が 建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	11	55	66	66	100.0%	
	公共建築物	県	8	20	28	28	100.0%
		市町村	0	3	3	3	100.0%
	民間建築物	3	32	35	35	100.0%	
計		30	118	148	148	100.0%	
	公共建築物	県	9	24	33	33	100.0%
		市町村	17	35	52	52	100.0%
	民間建築物	4	59	63	63	100.0%	

※ 民間建築物の④と⑤は、推計値です。

【特定建築物等について】

本計画において、「特定建築物等」とは、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するか否かにかかわらず、次に掲げる建築物とします。

- ・ 耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物
(以下「多数の者が利用する特定建築物等」という。)
- ・ 耐震改修促進法第14条第2号に規定する建築物
(以下「危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物等」という。)
- ・ 耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物
(以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある特定建築物等」という。)

3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ「住宅」及び「多数の者が利用する特定建築物等」を対象とします。

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

令和7年度末における住宅の耐震化率の目標

住宅の耐震化率については、国では令和7年までの目標を少なくとも95%に設定する見込みであり、また、「山梨県耐震改修促進計画」においても、令和7年までに95%にすることを目標としています。しかし、南アルプス市において令和2年度末までの耐震化率は目標90%に対して70%と目標に達しておりません。今後も的確な施策の実施により、更に耐震化を進める必要があります。

令和7年度末における住宅総数の推計値に対して、目標値を据え置き、耐震化率の目標を90%とします。

表1-10 令和7年度末における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

	住宅総数 ① (②+⑤)	S55年以前の住宅 ②			S56年以降の住宅 ⑤	耐震性有の住宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率	耐震化率の目標
		耐震性を有するもの ③	耐震性が無いもの ④	R2年末 現在値 ⑦ (⑥/①)			R7年度末 ⑧ (⑥/①)	
R2年度	30,036	9,899	895	9,004	20,137	21,032	70.0%	
R7年度	31,230	7,360	4,240	3,120	23,870	28,110		90.0%

※ 住宅総数 (R7) は、将来世帯数等に基づく推計値です。

(2) 特定建築物等の耐震化率の目標設定

南アルプス市の特定建築物等の耐震化率は公共建築物、民間建築物等は平成25年度末をもって、耐震化率100パーセントに達しましたので、目標値は達成しました。

表1-11 令和2年度末における特定建築物等の耐震化率

(単位：棟)

特定建築物等数 ① (②+⑤)	S55年 以前の 特定建 築物等 ②	耐震性 を有す るもの ③	耐震性 が無い もの ④	S56年 以降の 特定建 築物等 ⑤	耐震性 有の特 定建 築物等 数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 R2年末 現在値 ⑦ (⑥/①)	耐震化率 の目標 R7年度末 ⑧ (⑥/①)
R2年度	②	③	④	⑤	⑥ (③+⑤)	⑦ (⑥/①)	⑧ (⑥/①)
148	30	30	0	118	148	100.0%	

4 市有建築物の耐震化の目標等

市有建築物は、災害時に緊急拠点施設として使用されることが想定されるため、災害時にあっても十分な機能確保の観点等から耐震化を早急に進める必要があります。

(1) 市有建築物の耐震化の現状

市有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は48棟あります。そのうち昭和55年以前に建てられたものは17棟あり、耐震性を有するものは17棟になります。これに、昭和56年以降に建築された31棟を加えた48棟が耐震性能を有しており、現状での耐震化率は100.0%となります。

表 1 - 1 3 市有建築物「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状

(単位：棟)

区 分	S55年以前の建築物			S56年以降の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 R2年度末 ⑤ (④/③)
	①						
	耐震性 有	無					
災害時の拠点となる建築物	17	17	0	31	48	48	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	1	1	1	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	3	3	3	100.0%
うち市営住宅	0	0	0	3	3	3	100.0%
計	17	17	0	31	48	48	100.0%

(2)市有建築物の耐震化率の目標設定

市有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は、平成25年度末をもって、耐震化率100パーセントに達しましたので、目標値は既に達成済みとします。

表 1 - 1 4 市有建築物「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率

(単位：棟)

区 分	令和2年度末の耐震化率
災害時の拠点となる建築物	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	100.0%
計	100.0%

1 耐震化に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域の防災対策を自らの問題として意識し、建築士等の専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠です。

市は、こうした住宅・建築物の所有者等の取り組みをできる限り支援するため、所有者等にとってより良い環境を整え、実施の阻害要因となっている課題を解決するための必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、建築関係団体等と、相互に連携を図りながら、次に掲げる役割を分担し、本計画を着実に実施します。

(1)住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努める必要があります。

特に、法第7条第1号から第3号に規定する建築物で、耐震関係規定に適合しない「特定建築物」の所有者等は、建築物の利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることとします。

(2)建築関係団体の役割

建築に関する専門知識を有しており、直接、建築物の所有者等と接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に取り組むほか、「どこに相談したらいいかわからない」という市民のニーズに対して、積極的に相談等に応じることとします。

(3)南アルプス市の役割

市民にとって最も身近な基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図るため、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、県と連携しながら、住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化についても、より積極的に実施します。

2 耐震化の促進を図るための支援策

市民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について、普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国や県の耐震診断及び耐震改修の補助制度や、負担軽減のための税制を活用しながら、市内全域の建築物の耐震化を促進します。

(1)住宅に関する支援策

国、県及び市が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。
より良い制度を多角的に検討し、住宅の耐震化を促進します。

① 木造住宅耐震診断事業

事業内容	住宅の耐震診断に対する補助		
対象	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅		
事業名	社会資本整備総合交付金事業	木造住宅居住安心支援事業	南アルプス市木造住宅耐震診断事業
管轄行政機関	国 (市町村に対し、国が助成する)	県 (市町村に対し、県が助成する)	南アルプス市 (市民に対し、市が助成する)
補助率(額)	1/2 (22千円/戸)	1/4 (11.46千円/戸)	1/4 (12.38千円/戸)
限度額	45,840円		

② 木造住宅耐震改修支援事業

事業内容	住宅の耐震改修に対する補助		
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅の耐震設計及び耐震改修工事を実施する住宅		
事業名	社会資本整備総合交付金事業	木造住宅居住安心支援事業	南アルプス市木造住宅耐震改修事業
管轄行政機関	国 (市町村に対し、国が助成する)	県 (市町村に対し、県が助成する)	南アルプス市 (市民に対し、市が助成する)
補助率(額)	1/2 (500千円/戸)	1/4 (250千円/戸)	1/4 (250千円/戸)
限度額	100万円(工事費の8割を限度)		

(2) 特定建築物に関する支援策

多数の者が利用する特定建築物や危険物の貯蔵場所などの用途に供する特定建築物などの耐震化を促進するため、今後、市では県と連携し、適切な役割分担を踏まえ、耐震診断及び耐震改修等に関する支援制度について検討を進めます。

3 安心して耐震改修を行うことができる環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

市内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するため、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。

このため、（一社）山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した「建築士名簿」を市役所に備え、市民の閲覧に供することを検討します。

(2) 市民への住宅耐震化の啓発

市民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、市役所のホームページや広報、パンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県庁（県土整備部建築住宅課及び各建設事務所）並びに（一社）山梨県建築士会などの無料で相談できる窓口を紹介します。

今後もこうした活動を継続し、住宅・建築物の所有者等にとって、安心して耐震改修のできるより良い環境整備に努めます。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震による被害状況の分析等から、ブロック塀や擁壁、石垣等の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大規模な空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁、商店街のアーケードなどの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、市では県と連携し、被害の発生する恐れのある建築物を事前に把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対して、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう指導しており、今後も引き続き適切に指導します。

① ブロック塀等の転倒防止対策

地震の発生に伴いブロック塀や擁壁等が転倒及び倒壊することが想定され、その結果、尊い人命に甚大な被害を及ぼし、死傷者が発生することが考えられます。

このため、避難路や通学路等を中心に、危険箇所の点検を十分に実施するとともに、転倒及び倒壊する危険性のある箇所等については、南アルプス市ブロック塀等撤去改修補助金交付制度の活用等により改修工事がなされるよう引き続き指導します。

◆南アルプス市ブロック塀等撤去改修補助事業

事業内容	危険なブロック塀等の撤去又は改修に対する補助		
対象	敷地に附属する、避難路、通学路に面する、転倒・倒壊の危険性のあるブロック塀等。		
事業名	社会資本整備総合交付金事業	ブロック塀等安全確保対策支援事業	南アルプス市ブロック塀等撤去改修補助事業
管轄行政機関	国 (市町村に対し、国が助成する)	県 (市町村に対し、県が助成する※)	南アルプス市 (市民に対し、市が助成する)
補助率 (補助金の内訳)	1 / 3 (1/2)	1 / 6 (1/4)	1 / 6 (1/4)
限度額	撤去 15 万円、改修 20 万円 (工事費の 2/3 を限度) ※算出要件有り		

※山梨県ブロック塀等安全確保対策支援事業の対象となる場合。対象外については市が負担する。

ブロック塀等の補助制度の執行上必要な事項

1 耐震改修促進計画に定めるブロック塀等に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業及び山梨県ブロック塀等安全確保対策支援事業）の対象となる道路は、次のとおりとする。

- ①学校安全計画に基づく通学路
- ②緊急輸送道路等の避難路沿道
- ③住宅や事業所等から避難所・避難地等へ至る経路（避難路）

2 山梨県ブロック塀等安全確保対策支援事業の対象となる道路は次のとおりとする。

- ①第1次緊急輸送道路（県及び市の地域防災計画に記載してあるもの）
- ②第2次緊急輸送道路（県及び市の地域防災計画に記載してあるもの）
- ③上記緊急輸送道路から指定避難所に至る道路で市が指定したもの

3 南アルプス市では、住宅や事業所等から避難所避難地等へ至る経路が確認できるよう、以下の位置が確認できる資料を常備する。

- ① 指定避難所、福祉避難所
- ② 指定避難地
- ③ 緊急避難場所
- ④ 一時避難地となりえる公園等
- ⑤ 一時避難所となりえる各公民館等

② 家具等の転倒防止

地震が発生すると住宅内の家具等が秩序なく転倒し、これにより負傷したり、屋外への避難等の妨げになります。

このために、身近な地震対策として、家具等の転倒防止について防災会議や防災パンフレット等により普及啓発に努めます。

③ 天井等の非構造部材の安全性の向上

東日本大震災では、体育館、劇場、空港などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落被害が多く見られました。

これらの被害を踏まえ、建築物の天井脱落対策に係る基準の新設及び新築建築物等への基準適合の義務付け等を定める建築基準法施行令等の改正が行われました。

これらのことから、本市においても避難所となる集会場など、天井の落下の危険性がある施設については、天井の脱落対策を検討していきます。

(2)地震発生後の対応

大規模地震により被災した建築物の危険性を判定します。

その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の転倒から人命等を守るために、「被災建築物応急危険度判定制度」及び「南アルプス市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県

に対し被災建築物の判定活動を要請します。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者などに対しても、その建築物の危険性について情報提供し、未然に2次災害を防止します。

また、これらの判定は、建築の専門家が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的な安定にもつながります。

【被災建築物応急危険度判定制度について】

大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

基本的には、建築物の安全性を確保する責任を有するのは、建築物の所有者及び管理者等ですが、現実的には、被災時において、その安全性を自ら確認するのは困難であり、その建築物が道路や隣家に及ぼす影響は、居住者のみならず第三者に被害が及ぶ可能性があります。

従いまして、住民の安全確保のため、市が震災直後の応急対策として速やかに実施することが必要不可欠であり、県は、市の行う判定活動等に対して全面的に支援することとされています。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

(1) 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路(耐震診断の義務付け対象道路)

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「南アルプス市地域防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路等として位置づけられています。

この緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。

そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を次の通り指定します。

この指定によって、当該道路の沿道建築物で次の条件を満たす建築物及びブロック塀等の所有者は、定められた期限までに耐震診断を行い、その結果を山梨県に報告することとなります。

① 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路		
道路種別	路線名	起 終 点
一般国道 (指定区間)	国道 52 号 (甲 西 国 道)	市内全線 (約 13.3 km)
主要地方道	韮崎南アルプス 富士川線 (旧国道 52 号)	富士川町境～甲西工業団地入口交差点、御勅使公園入口交差点～韮崎市境 (約 0.7 km)
	韮崎南アルプス中央線 (新山梨環状道路)	韮崎市境～櫛形大橋東詰～若草ランプ入口、浅原橋西～中央市境 (約 11.2 km)
	南アルプス甲斐線	若草ランプ入口～浅原橋西 (約 1.5 km)
	甲 斐 早 川 線	甲斐市境～南アルプス市芦安支所 (約 12.1 km)
	富士川南アルプス線	市内全線 (約 4.1 km)
	今 諏 訪 北 村 線	甲府南アルプス線交差点～国道 52 号交差点 (約 3.0 km)
市町村道	市道国道・工業団地線	甲西工業団地入口交差点～甲西工業団地北交差点 (約 0.8 km)
	市道八田 163 号線	湧暇季の里西交差点～御勅使公園入口交差点 (約 1.0 km)

② 耐震診断結果の報告期限
令和5年3月31日

③ 義務付け対象となる建築物の要件
以下の両方の要件を満たすもの 1) 昭和 56 年 5 月末日以前に工事着工した建築物 2) ①の道路に対して「耐震改修促進法施行令第4条第 1 号」の「通行障害建築物の要件」を満たす建築物

④ 義務付け対象となるブロック塀等の要件
①の道路に対して「耐震改修促進法施行令第4条第2号」の「通行障害建築物の要件」を満たす建築物 (ブロック塀等)

6 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、警察署及び消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等、その他防災上で特に重要な既存建築物については、優先的に着手する必要があります。

本市内の災害応急対策の拠点となる各施設は既に耐震性を有している状態ですので、今後は災害発生時により安全な形で各施設を運営できるよう点検管理を継続的に実施するとともに、周辺道路のブロック塀や擁壁等の転倒及び倒壊の対策や各施設の窓ガラスの散乱を抑える処置など、被害を最小限に抑える方法を検討していきます。

また、「耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」として指定した緊急輸送道路等で道路を閉塞する恐れのある当該沿道建築物の所有者には、耐震化を促進するために特に普及啓発を図り耐震化に向けて取り組んでいきます。

また、木造住宅が密集している地域等にある建築物についても、その危険度の高さから所有者に対し、特に普及啓発を図ります。

第3章 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発 及び知識の普及

耐震化を促進するために、市民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 地震ハザードマップの作成

市では、県からの情報提供のもと、必要に応じ震度分布図などの地震ハザードマップの整備に努めます。

県においては、平成17年に「山梨県東海地震被害想定調査」により、人的被害、建物被害、交通施設災害、ライフライン施設被害、液状化、斜面崩壊などの想定が公表されています。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市では、県や（一社）山梨県建築士会及び（一社）山梨県建築士事務所協会と連携を図りつつ、市民からの耐震診断や耐震改修等の地震に関する住宅相談に対応します。

また、耐震改修を実施しようとする市民に対して、わかりやすい情報の提供に努めるため、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集やその工法集などを拡充整備します。

3 パンフレットの作成・配布

市では、耐震診断及び耐震改修等を促進するため、耐震化に関するパンフレットや資料を相談窓口等において配布します。

また、市役所ホームページ（<http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/>）の住宅情報により、各種の内容を提供します。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的とした住宅のリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、市では県と協力のもと、耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布します。

また、南アルプス市商工会では、“住まいのリフォーム部会”を独自に設け、その情報提供等に努めています。

なお、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」（<http://www.refonet.jp/>）等の活用により、住宅リフォームに役立つ基礎知識や事業者情報など大切な情報を市民に紹介します。

5 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」ことであることから、市は各自治会との連携を強め、地域ぐるみの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を着実に実施します。

今後も、地域の自治会や自主防災組織と協調する中で、住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

6 税制の周知・普及

耐震改修促進税制が創設され、所得税や固定資産税の優遇措置を実施しています。

その概要は、次のとおりです。

今後も県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

表3-1 税制の概要

項目	内容
所得税 耐震改修工事 をした場合 (住宅耐震改 修特別控除)	居住者が、平成18年4月1日から令和3年12月31日までの間に、自己の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る）の住宅耐震改修を行った場合には、一定の金額をその年分の所得税額から控除します。 平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に住宅耐震改修をした場合は、住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（補助金等を受けた場合には、その補助金等の額を控除した金額）の10%（消費税率により最高20万円または25万円）が所得税額から控除されます。 詳しい内容は所管の税務署にお問い合わせください。

※ この内容は、税制改正等に変更されることがあります。

第4章 その他住宅・建築物の耐震化の促進に関し必要な事項

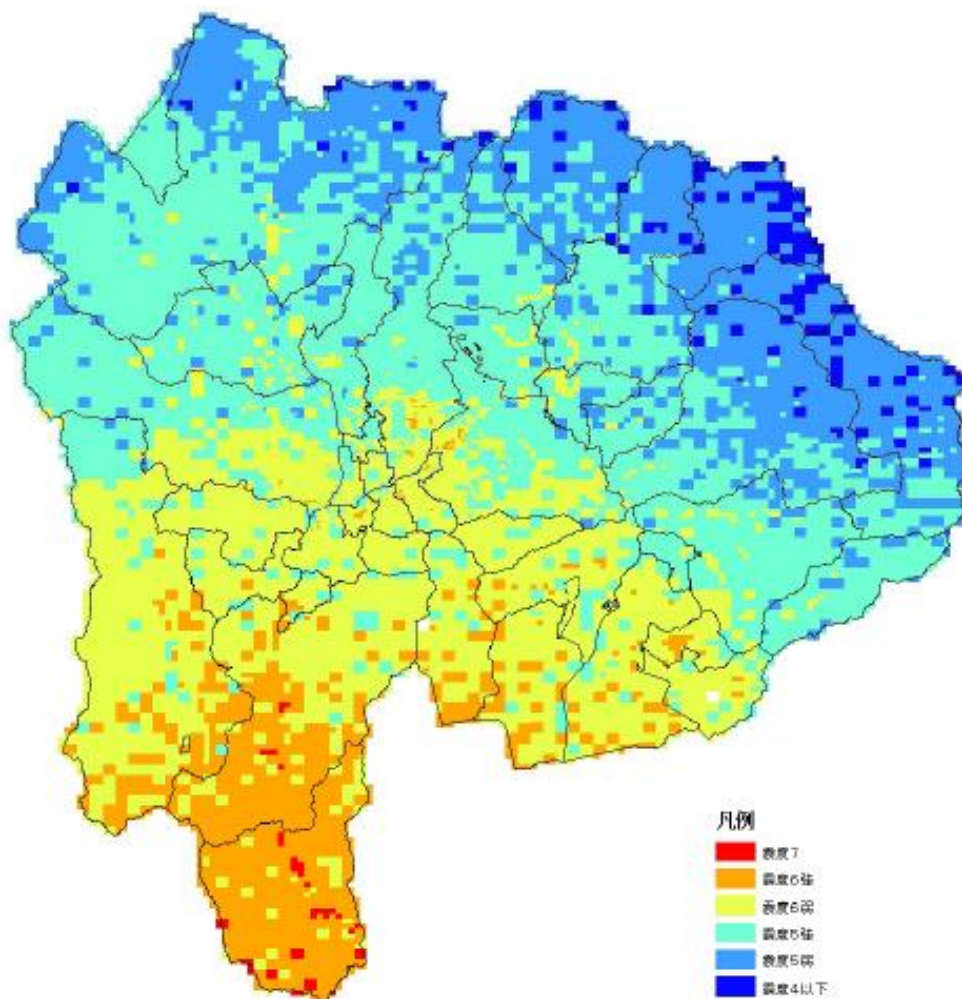
1 県、市町村、関係団体による体制の整備

市内での適切な耐震化を促進させるため、県との連携を強化するとともに、県内市町村及び県内建築関係団体による相互の体制化の整備を検討します。

また、より協働するために、互いの耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報提供等に努めます。

2 その他

東海地震の切迫性が指摘されるとともに、活断層による大規模な地震の被害が想定される本県にとって、新たに建築される建築物についても、建築基準法における検査の徹底が重要です。



東海地震における想定震度分布図

(出典：山梨県地域防災計画・平成26年10月)

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第百二十三号)

最終改正年月日:平成三〇年六月二七日法律第六七号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃

貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勸

告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

三 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

五 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しな

なければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以

下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従

わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定 (略)

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等 (略)

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等 (略)

第七章 建築物の耐震改修に係る特例 (略)

第八章 耐震改修支援センター (略)

第九章 罰則 (略)

附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

南アルプス市 建設部 管理住宅課

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376

TEL 055-282-1111(代表) / FAX 055-282-1112

ホームページ <http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/>